佐久市・北佐久郡環境施設組合における
女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令　和　３　年　４　月　１　日
佐久市・北佐久郡環境施設組合長

佐久市・北佐久郡環境施設組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、佐久市・北佐久郡環境施設組合長が策定する特定事業主行動計画である。

１　計画期間

本計画の期間は、令和３年４月１日から令和８年３月 31 日までの５年間とする。

２　本組合の状況

（１）職員数の状況

令和３年３月末現在の職員数は以下のとおりである。

項目	男性	女性	備考
常勤職員	５名	０名	５名とも本組合組織市町からの派遣職員
会計年度任用職員	０名	１名	任期に定めのある職員

（２）超過勤務時間の状況

令和２年４月から令和３年３月までの小学校就学前の子どものいる常勤職員２名の平均超過勤務時間の状況は以下のとおりである。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	計
時間	6.0	4.0	9.0	4.0	5.0	12.0	6.0	9.5	9.5	5.0	0.5	2.5	73.0

◎平均超過勤務時間＝73.0 時間／12 か月＝月 6.1 時間／人

（３）休暇取得の状況

令和２年４月から令和３年３月までの休暇の取得状況は以下のとおりである。

項目	男性	女性	備考
年次休暇の平均取得日数	13.4 日	－	小学校就学前の子どものいる職員２名（特別休暇除く。）
育児休暇の取得日数	0.0 日	－	３歳までの子どものいる職員１名
育児休暇の平均取得期間	0.0 日	－	３歳までの子どものいる職員１名
配偶者出産休暇取得者数	０名	－	常勤職員５名
子の看護のための休暇取得者数	０名	－	小学校就学前の子どものいる職員２名

◎育児休暇の取得率　０名／１名 ＝ 0.0%

３　女性職員の活躍の推進に向けた目標及び取組

法第 15 条第３項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第２条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

（１）職員数について

目標：計画期間内において、女性職員を１人以上継続的に確保するよう努める。

＜取組内容＞

令和３年４月～　常勤職員については、本組合への女性派遣について派遣元へ働きかけを行う。

令和３年４月～　会計年度任用職員については、女性が働きやすい労働・職場環境となるよう工夫をし、特に子育て世代の女性が今後の採用試験に応募しやすい環境を整える。

（２）超過勤務時間について

目標：令和７年度までに、小学校就学前の子どものいる常勤職員の平均超過勤務時間を、令和２年度の実績（月 6.1 時間）から１割以上縮減し、月 5.4 時間以下にする。

＜取組内容＞

令和３年４月～　１人に超過勤務が集中しないよう、事務分担の見直しや協力体制の充実を図る。特に、小学校就学前の子どものいる職員については、周りの職員が支援

できる体制を整える。

（３）休暇の取得について

目標：令和７年度までに、小学校就学前の子どものいる常勤職員の年間平均年次休暇取得日数（特別休暇を除く。）を、令和２年度実績（年 13.4 日）から１割以上増やし、14.8 日以上とする。

＜取組内容＞

令和３年４月～　職場の年次休暇の取りやすい環境を整えるため、上司から積極的に年休を取得するよう働きかけるようにする。

また、育児休暇、配偶者出産休暇及び子の看護のための休暇取得についても、制度の周知を図り、積極的に利用できるよう上司から働きかけていく。